

トレッドミル整備業務委託プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

(1) 企画提案書

提出書類の名称及び内容、規格及び制限枚数並びに提出部数を次表に示します。
 企画提案書は、次表の(1)から(7)までをステープラで左2箇所留めし、袋綴じしたものを1部にして、次表記載の部数を提出してください。

No.	提出書類の名称及び内容	規格及び制限枚数	提出部数
(1)	【概要】 本提案で選定した機種に関する概要資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、1枚まで	正本1部 副本8部 + PDFファイル
(2)	【特徴】 トレッドミルの特徴に関する説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(3)	【効果】 トレッドミルを使用した場合の効果に関する説明資料をデータ等を用いて、作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(4)	【維持管理】 トレッドミルの使用、清掃、点検等に関する説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(5)	【製造及び搬入スケジュール】 選定した機種の製造から搬入までに係るスケジュールを作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(6)	【電源の設置】 電力の供給方法に関する説明資料を作成してください。 受託者で設置できない場合は、電源の設置に係る積算資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(7)	【保守計画】 修繕や消耗品の入れ替え等の10年間の計画及びランニングコストに関する説明資料を作成してください。 また、故障等による修繕が発生した場合、対応に要する期間について、説明資料を作成してください。	【様式任意】 A3用紙、2枚まで	
(8)	【見積経費】	【様式任意】 A3用紙、1枚まで	

2 提出方法

- (1) 正本1部及び副本8部は、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）で提出してください。
- (2) PDFファイルは、4の担当者のメールアドレスまで送信してください。ファイルの容量が大きい場合は、インターネットの大容量ファイル送信用サービスを利用する等して送信してください。

- 3 提出期限
令和4年8月12日(金)17時(必着)
※この期限までに提出書類のすべての提出がないものは、受付をすることができませんのでご注意ください。
- 4 提出先及びお問い合わせ先
高知県競馬組合事務局総務企画課 経理班長 中岡 祐人
住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
電話：088-841-5123
電子メール：y.nakaoka@keiba.or.jp
- 5 受理の通知
提出いただいた書類が期限までに到着し受け付けされたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。
- 6 企画提案のポイント
 - (1) 事業の目的と効果
 - ア 事業の目的
高知県競馬組合(以下「組合」という。)では、「強い馬づくり」の推進のため、競走馬のトレーニングに効果が見込めるトレッドミルを整備するための建物を設置しました。
本件は、より効果の見込める機種選定をすることで、高知競馬場の競走馬の能力向上を図ることを目的としています。
 - イ 事業の効果
本件で整備するトレッドミルを運用することで、高知競馬場所属の競走馬の能力向上を図ります。
 - (2) 提案書に記述する内容
 - ア 別途定めるトレッドミル整備業務委託プロポーザル審査要領を参考に、各項目をできる限り具体的に記述すること。
 - イ 専門用語は極力用いないこと。やむを得ず用いる場合でも必要最小限の使用に留め、注釈を記載する等、平易な表現に努めること。
 - ウ 文字だけの説明ではなく、図及び画像等を使用し、内容のイメージが湧きやすい企画提案書にすること。
 - エ 契約時に履行できないと思われるような誇張した記述や、様々な意味に解釈されるような紛らわしい記述は避けること。
- 7 留意事項
 - (1) 企画提案書は、1提案につき1機種とする。
なお、1参加者が複数提案することを可能とします。
 - (2) 企画提案内容として、ドライタイプもしくはウォータータイプの種別を問わないが、本件の調達予定数としては、ドライタイプを3台、ウォータータイプを2台の想定をしています
 - (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
 - (3) 提出された企画提案書が次のア又はイに該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等がこの要領の規定に適合しないもの

- (4) 審査委員会では50型テレビ及びHDMIケーブルを用意しますので、これらを使用してプレゼンテーションを行う場合は、パソコン等の必要な物はお持ちください。
- (5) 企画提案書は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。
- (6) 成果品については、高知県競馬組合の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、高知県競馬組合自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は高知県の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとします。